第 **1** 問 答案用紙 (企 業 法)

問題 1 ① 本件契約は、利益相反取引(356条1項2号・3号,365条1項)に該当するか。

2号の直接取引の「自己又は第三者のため」とは、自己の名義又は第三者を代理若しくは代表してと解する。損益は3号で補足できるからである。よって、Aは、自己の名義で本件契約をしていないし、乙会社も代表していないから、形式的には「自己又は第三者のため」とはいえない。しかし、Aは乙会社の一人株主であり、しかも乙会社の唯一の取締役はAの配偶者であることからすると、Aは、自己の名義で本件契約をしたものと評価すべきであるから、実質的には、Aが「自己のために」した直接取引と解する。したがって、

Aは、本件契約について重要な事実を開示して甲会社の取締役会の承認を得る必要があったことになる。

それにもかかわらず、Aは独断で本件契約を締結している。そこで、取締役会の承認を得ないでした本件 契約である直接取引の効力が問題となる。

取締役が会社の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を優先する危険を防止するという利益相反取引規制の趣旨から、原則として無効と解する。しかし、第三者の取引の安全を図る必要もあるため、会社は、第三者の悪意を主張・立証しないかぎりその無効を第三者に主張できないと解すべきである。

以上より、甲会社は、第三者の悪意を主張・立証しないときは本件契約の無効を第三者に主張できない。

② 役員等である取締役は、故意又は過失による任務懈怠によって会社に損害を被らせた場合には、会社に対して損害賠償責任を負う(423条1項)。甲会社の取締役Aには、自己のためにする直接取引につき取締役会の承認を得る義務に違反する任務懈怠があり、これは無過失責任である(428条1項)。また、甲会社は本件土地の時価と売買価格との差額に相当する損害を被っており、これと任務懈怠の間には相当因果関係が認められる。なお、利益相反取引によって会社に損害が生じた場合には任務懈怠が推定されるが(423条3項)、本間では任務懈怠があるのは明らかなので、Aはこれを覆すことはできない。

以上より、Aは、甲会社に対し423条1項の損害賠償責任を負う。

問題 2 1 甲会社の定款には報酬の定めはないので株主総会では総額のみを決定し(361条1項), 具体的配分は取締役会に委ねている。このような決議も適法と解する。総額さえ株主総会で決定すれば、お手盛りの弊害は除去できるからである。

2 次に、取締役会が任期中にAの同意なく報酬を減額しているが、このような一方的な減額が許されるか。 株主総会で取締役の報酬の総額を定め、取締役会の決議で報酬額が具体的に定められた場合には、それが 会社と取締役の契約内容となり、契約当事者である会社と取締役を拘束するから、原則として当該取締役の 同意がないかぎり、減額は許されないと解する。ただし、報酬を役職ごとに定める慣行があり、これを了知 して就任している取締役は、減額について黙示の同意をしているといえるから、減額は許されると解する。 甲会社では株主総会で定められた総額の範囲内で各取締役の役職に応じて支給額を定める慣行がある。よ って、Aがこのような慣行を了知して就任していた場合は、従前の報酬の請求は認められない。

第 2 問 答 案 用 紙 (企 業 法)

問題 1 丁会社が締結した株式交換契約には、株主総会の特別決議による承認を要するのが原則である(795条1項、309条2項11号)。しかし、丁会社において株主総会の承認決議を要しない例外として、簡易手続がある。すなわち、完全子会社となる丙会社の株主に交付する完全親会社となる丁会社の株式の数に1株あたりの純資産額を乗じて得た額が、丁会社の純資産額の5分の1を超えない場合には、丁会社において株主総会の承認を要しない(796条2項柱書本文)。完全親会社が交付する対価の額が小さい場合には、その株主に与える影響は小さいからである。

2 ただし、特別決議を阻止できる一定数の株式を保有する株主が反対の通知をした場合(796条3項)、または、差損が生じる場合(796条2項柱書ただし書)には、原則に戻って株主総会の承認 決議を要する。簡易手続は株主の具体的な意思を反映するものではないし、差損が生じる場合に は、株主総会において、取締役に、理由を説明させる必要がある(795条2項3号)からである。

問題 2 1 本件帳簿は会計帳簿であるから、戊会社の請求は433条1項による会計帳簿閲覧請求である。そこで、丙会社が戊会社の請求を拒むためには、第1に、戊会社の請求が1項の要件をみたしていないと主張すること、第2に、2項の拒絶事由があると主張することが考えられる。

2 第1の主張を検討する。1項の要件は、①総株主の議決権の100分の3以上の議決権を有する株主又は発行済株式総数の100分の3以上の数の株式を有する株主が、②会社の営業時間内に、③当該請求の理由を明らかにして、④会計帳簿又はこれに類する資料の閲覧又は謄写を請求することである。

①戊会社は、数年前から引き続き丙会社の発行済株式総数の100分の5に相当する株式を有する株主名簿上の株主である。また、②戊会社は、丙会社の営業時間内に、③本件株式交換契約に関する株主総会決議での賛否の判断材料とするためであることを明らかにして、④丙会社が本件株式交換契約の締結に当たり使用した丙会社の会計帳簿の閲覧を請求している。

よって、丙会社は、1項の要件をみたしていないと主張して請求を拒むことはできない。

3 第2の主張はどうか。請求者が当該会社の業務と「実質的に競争関係にある事業」を営んでいることが拒絶事由とされている(同条2項3号)。戊会社はこれに該当するか。

たしかに、丙会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営んでいるのは、戊会社の完全親会 社であって戊会社ではない。しかし、請求者である戊会社はその完全親会社と一体的に事業を営 んでいる。このような場合において、その事業が会社の業務と競争関係にある場合のその事業も 「実質的に競争関係にある事業」に含まれると解する。この場合にも、会社の機密の漏洩を防止 するという433条の趣旨は妥当するからである。

以上より、丙会社は、拒絶事由に該当すると主張して、戊会社の請求を拒むことができる。

「この解答速報は、(株)クレアール独自の見解に基づいた解答になります。また、解答速報の著作権は (株)クレアールにあり、無断転載・転用を禁じます。」